

別表 1-1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいひ、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	25,000～61,000 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～61,000 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,950 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～36,600 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数	
・介護予防拠点	9,710 千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,300 千円	施設数	
・生活支援ハウス	38,900 千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,300 千円	整備床数	
・施設内保育施設	13,000 千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記 1-1 の 2 の (1) ア の 事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に 1.05 を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・認知症高齢者グループホーム	9,710 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・特別養護老人ホーム	1,230 千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の 移転改築整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～61,000千円	施設数	
介護医療院	25,000～61,000千円	施設数	
養護老人ホーム	2,600千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の 移転改築整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～61,000千円	施設数	
介護医療院	25,000～61,000千円	施設数	
養護老人ホーム	2,600千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	

注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

北海道の配分基礎単価は
未決定です。